

鯖江市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鯖江市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定により、鯖江市地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福井県鯖江市西山町13番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) **地域公共交通計画**および**地域公共交通利便増進実施計画**（以下「計画等」という。）の策定および変更の協議に関すること。
- (2) 計画等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画等に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は鯖江市長をもって充て、副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、会議の議長となる。
- 3 座長は、会長が委員の中からこれを指名する。
- 4 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が議長にあたる。
- 5 会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることが

できるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

7 会議の議事は出席委員（前項に規定する代理人を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1号および第3号に掲げる事項において、議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上で決する。

8 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

9 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

10 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第6条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

2 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項および道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に基づく証明は、様式第1号によるものとする。

3 法第79条の2第2項、規則第51条の3第5号および第51条の11第2項第3号に基づく証明は、様式第2号によるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（幹事会）

第7条 協議会に提案する事項について協議もしくは調整するため、または協議会で協議すべき軽微な事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を審議または決定するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 前項の規定により審議または決定した事項について、幹事会は次の会議において、これを協議会に報告しなければならない。

3 幹事会の構成員は、要綱第3条に定める委員の中から会長が指名する。

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査および検討を行うため、必要に応

じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、要綱第3条に定める委員およびその他協議会が必要と認める者をもって構成する。

3 分科会は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者に対して、資料を提出させ、または協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、事務局に事務局長および事務局員を置く。

2 事務局長は、鯖江市総務部総合交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、鯖江市総務部総合交通課職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 鯖江市からの負担金

(2) 国からの補助金

(3) その他の収入

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2名置き、要綱第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年 月 日から施行し、令和2年11月27日から適用する。